

足立区テニス協会規約

第1章 総則

第1節 総則

- 第1条 本会は、足立区テニス協会と称し事務所を会長宅または、理事長宅におく。
- 第2条 本会は、足立区内に結成されたテニス団体を以って組織する。本会の会員は足立区内に在住し、もしくは在勤する者をもって構成する。ただし足立区以外に在住、在勤する者で、本会の主旨に賛同し、入会を希望するものは、理事会の承認を得るものとする。
- 第3条 本会は、足立区内テニス団体の統合団体の資格において(財)足立区体育協会(以下「体協」と言う)に加盟し、その構成団体となる。

第2節 目的及び事業

- 第4条 本会は、テニスを通して親睦を深め健全な身心の育成及び技術の向上を達成することを目的とする。
- 第5条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- 1.テニスの技術の練磨と後進の育成指導
 - 2.足立区各種大会の実施または協力
 - 3.その他本会の目的達成に必要な事業

第3節 専門部

- 第6条 本会の事業の円滑な運営を図るため、次の専門部をおく。専門部は常任理事・理事を以って構成する。
- 1.総務部(事務局)
 - 2.指導部
 - 3.競技部
 - 4.審判部
 - 5.記録部(IT部を含む)

第7条 削除

第8条 削除

第2章 会計

第4節 会計

- 第9条 本会の経費は、次に掲げるものを以ってまかなう。
- 1.加盟団体の分担金
 - 2.事業収入
 - 3.寄付金
 - 4.区より交付された交付金
 - 5.体協より交付される補助金
 - 6.その他の収入
- 第10条 加盟団体の分担金は、構成会員1名につき年度額600円とする。
- 第11条 加盟団体は、前条の分担金を毎年本会の定期理事会終了後30日以内に納入しなければならない。但し、新たに加盟する団体は加盟と同時に納入しなければならない。
- 第12条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第13条 会計年度の終わりに剰余金があった時は、これを翌年度に繰り越す。

第3章 役員

第5節 役員

- 第14条 本会に次の役員をおく。
- 名誉会長1名。相談役若干名。顧問若干名。参与若干名。会長1名。副会長若干名。理事長1名。副理事長若干名。会計理事3名。会計監事2名。常任理事若干名。理事若干名。
- 第15条 名誉会長1名、相談役若干名とし、常任理事会の決議により会長これを委嘱する。
- 第16条 顧問、参与は、本会に功労のあった者の中から理事会の決議により会長これを委嘱する。
- 第17条 会長及び副会長は常任理事会で選考し、理事会において選任する。
- 第18条 理事長、副理事長及び会計理事は、常任理事会の互選のより選任する。
- 第19条 会計監事は理事会において理事の中より選任する。

第20条 常任理事は、理事会において理事の中より選任する。理事は加盟団体毎に構成会員10名につき1名ずつを選出する。
また、会長が必要と認めた者については、選出理事以外からも常任理事として登用することができる。

第6節 欠員の補充及び任期

第21条 加盟団体は、選出した常任理事もしくは、理事が会長または副会長に選任された時は代替りの役員を選出しなければならない。

第22条 役員に欠員の生じた時は、次のように補充する。

- 1.会長が欠員となった時は副会長の互選により選任する。
- 2.その他の役員に欠員の生じた時は、それぞれの方法に準じて補充する。

第23条 役員の任期は2年とし再任は妨げない。但し、補充による役員の任期は前任者の残した期間とする。理事長、副理事長、常任理事は65才を定年とし、会長、副会長は70才を定年とする。
(任期中に該当年齢になった場合は、任期終了時を以って定年とする。)

第24条 役員は任期を満了しても後任者の就任するまではその職務を行うものとする。

第7節 役員の仕事

第25条 名誉会長は、会長の求めに応じ助言する。

第26条 相談役及び顧問は会長の諮問に答える。

第27条 会長は本会を代表し会務を総理する。

第28条 副会長は、会長を補佐し会長事故ある時は、その職務を代行する。

第29条 理事長は会長の意を承け会務を代行する。

第30条 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時は、その職務を代行する。

第31条 会計理事は会計を処理する。

第32条 会計監事は会計を監査し、その結果を理事会に報告する。

第33条 常任理事は、会務の運営に当たる。

第34条 理事は決議機関を構成する。

第4章 機関

第8節 決議機関

第35条 本会に決議機関として理事会をおく。

第36条 理事会は、本会唯一の決議機関で全ての役員を以って構成し毎年2回会長これを召集する。但し、常任理事会の要求のあった時は、会長は臨時に理事会を召集しなければならない。

第37条 会長は、定期の理事会に、つぎの議案を提出しなければならない。

- 1.事業報告
- 2.決算報告
- 3.事業計画案
- 4.予算案

第38条 理事会の開催は、議案書を添えて5日以上前に通知しなければならない。

第39条 理事会は理事がその2分の1以上出席しなければ開会することができない。但し、欠席者の委任状は出席者の数に加算する。

第9節 執行機関

第40条 本会に執行機関として常任理事会をおく。

第41条 常任理事会は、正副会長、正副理事長、会計理事及び常任理事で構成し、必要に応じ会長これを召集する。

第42条 常任理事会は、理事会に責任を負い、会務を執行する。

第43条 常任理事会は、出席者の数に関係なく会長の責任において開会することができる。

第10節 各種委員会その他

第44条 本会が必要に応じ常任理事会の決議により各種委員会を設けることができる。

第45条 本会の機関で議決を要する時は名誉会長、相談役及び顧問を除く出席者の過半数により決し可否同数の時は議長の決するところによる。

第5章 雑 則

第11節 雑 則

第46条 会長は、加盟団体に対して必要な各種報告書等の提出を求めることができる。加盟団体は求められた書類を提出しなければならない。

第47条 本会への加盟及び本会からの脱退は、理事会の承認を経なければならない。
1.本会の運営上、下記行為が認められた場合は、会長は会員の除名または加盟団体を脱退させることができる。

1年以上にわたって、分担金を未納にした場合

本会への協力が著しく非協力的である場合

本会の加盟団体及び会員との協調性に欠ける場合

本会の名誉及び信用を著しく失墜させる言動のあった場合

その他常任理事会で認めた場合

第48条 本規約に明文のない事項については、常任理事会の決議により執行することができる。必要な細則の制定についてもまた同じ。但し、次期理事会に報告しその承認を求めなければならない。

第49条 本規約は、理事会によらなければ改正することができない。

付 則

- 1 本規約は、昭和54年7月29日より施行する。
- 2 本規約の改正は、昭和55年12月13日に行った。
- 3 本規約の改正は、昭和56年4月10日に行った。
- 4 本規約の改正は、昭和61年5月10日に行った。
- 5 本規約の改正は、平成5年1月23日に行った。
- 6 本規約の改正は、平成5年5月24日に行った。
- 7 本規約の改正は、平成7年5月26日に行った。
- 8 本規約の改正は、平成9年5月23日に行った。
- 9 本規約の改正は、平成12年5月21日に行った。
- 10 本規約の改正は、平成13年5月20日に行った。
- 11 本規約の改正は、平成17年5月20日に行った。

専門部担当分野

- 「総務部(事務局)」 会議(理事会・常任理事会等)の案内・召集。
大会の会場案内、賞品等の整備。
各種団体との渉外。他の部に属さぬ事項。
- 「指導部」 後進の育成指導。指導方針の研究、実施。
練習方法の研究、実施。
- 「競技部」 大会参加の資格及び組合せの作成。大会の企画に関する事項。
大会の進行。会場の整備。
- 「審判部」 大会の審判員の配置。大会のトラブルの裁定。
ランキングの作成。
- 「記録部」 大会の記録及び記録の保存。大会の成績発表。
ホームページの運営。